

妊産婦アクセス支援事業のご案内 その1

～ 妊婦健診の交通費助成 ～

遠方の産科医療機関等で妊婦健診を受診する必要がある妊婦に対して、当該施設までの移動にかかる交通費の助成を行います。

対象者	令和7年4月1日以降に妊婦健診を受けた妊婦で下記①～③に該当する妊婦 ① 自宅から最寄りの妊婦健診を受診することができる産科医療機関等まで概ね60分以上の移動時間を要する妊婦（上限14回） ※ 里帰りしている場合は、里帰り先の居住地とする。 ② 医学上の理由等により、周産期母子医療センター等で妊婦健診を受ける必要がある妊婦であり、最寄りの周産期母子医療センター等（該当の妊婦に対し妊婦健診が実施可能な周産期母子医療センターに限る。）まで概ね60分以上の移動時間を要する妊婦（上限14回） ③ 妊婦健診を受けられるが分娩ができない産科医療機関等が概ね60分以内にある妊婦であって、妊娠後期（概ね32週頃）から分娩予定施設に切り替えて妊婦健診を受ける妊婦のうち、最寄りの分娩が可能な産科医療機関まで概ね60分以上の移動を要する妊婦（上限7回）	
助成内容	自宅から最寄りの妊婦健診を受けることができる産科医療機関までの移動にかかる交通費	
助成額	R7年4月1日以降に妊婦健診受診のための移動に要した費用の8割 ※ タクシー移動は除く。 ※ 交通費は市の旅費条例等に準じて算出（実費を上限とする）	
申請期限	出産の日から6か月以内	
申請に必要な書類	1	申請書 <ul style="list-style-type: none"> 申請者は妊産婦本人に限ります。 申請書は下記のこども家庭センター・各保健センターにあります。 岩国市ホームページからもダウンロードできます。
	2	妊婦健診を受けた産科医療機関が発行した診療明細書または領収書 <ul style="list-style-type: none"> 健診日、金額、医療機関名、受診者氏名があるもの。 原本を提出してください。 ※ 診療明細または領収書の原本は確認後に返却します。
	3	母子健康手帳 <ul style="list-style-type: none"> 「妊娠中の経過」ページに記載がない場合は、対象になりません。
	4	相手方登録申出書 （振込先の口座を登録していただくものです） <ul style="list-style-type: none"> 申請書の「申請者」と、相手方登録申出書の「個人名」「口座名義人」は、同一の方にしてください。 申出書は下記のこども家庭センター・各保健センターにあります。 岩国市ホームページからもダウンロードできます。
申請方法	上記の必要書類を、下記へ提出してください。 ※ 必要に応じ、その他の書類の提出を求める場合があります。 ※ 必要に応じ、妊婦健診を受けられた産科医療機関等に市から問い合わせをすることがあります。	

〈お問い合わせ先〉 こども家庭課 母子保健班（岩国市保健センター内）

〒740-0021 岩国市室の木町三丁目1番11号 電話（0827）29-5099

提出先	こども家庭センター （岩国市役所2F）	岩国市今津町一丁目14-51	電話（0827）29-0404
	岩国市保健センター （こども家庭課母子保健班）	岩国市室の木町三丁目1-11	電話（0827）29-5099
	岩国市由宇保健センター	岩国市由宇町中央一丁目10-11	電話（0827）63-3111
	岩国市周東保健センター	岩国市周東町下久原1208-1	電話（0827）84-3580
	岩国市玖珂保健センター	岩国市玖珂町4933-2	電話（0827）82-2020
	岩国市美川保健センター	岩国市美川町四馬神1057	電話（0827）76-0220